

市税等の徴収に関する法律（抜粋）

【地方税法】（昭和25年法律第226号）

（延滞金） 第326条、第369条、第463条の24、第723条他

市税等の納期限後にその納入金を納入する場合、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は、年7.3%の割合を乗じる。

なお、地方税法附則第3条の2第1項の規定により、上記の割合と、その年の延滞金特例基準割合に一定割合を加算した割合とのいずれか低い割合を適用して計算します。

（令和8年…年14.6%の割合の場合は9.1%、年7.3%の割合の場合は年2.8%）

（罰則）

第332条他

滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽、損壊等したときは、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第333条他

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 国税徴収法第141条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者。
- 2 国税徴収法第141条の規定の例によって行う帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録したものを提示した者。